

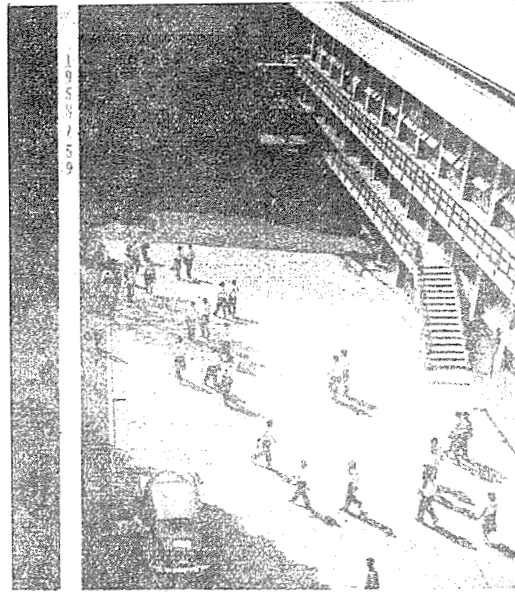
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Dec. 30th, 1958, No. 322.

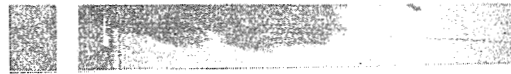
關西大學學報

昭和33年12月 第322号

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十三年十二月三十日発行(毎月一回三十日発行)
通卷三二二号



關西大學



大學一覽表紙

關西大學出版部

大学の底邊

——綜合性の發揮——

矢野文雄

常務監事

大学の底邊の安定状態は大学發展の度合をはかる尺度となるものと言える。この底邊を作る大部分のものは教授と学生である。それぞれ独自の学風を持つた各学部の教授と自覚と誇りに満ちた学生とによつて作られた大学の底邊は、その層の厚さ、強さにより伝統を築き上げて行くものである。この底邊を安定したものにする為の援助者は理事会、事務職員、及び大学周辺の衛星的存在たる校友会、教育後援会、その他の外廓諸団体である。

特に私学に於てその経営の任にあたる理事会は自主性を持ち毅然たる態度で高邁なる理想と現実的ながらも明確なる経営に関する構想と実行力を持つことが特に必要である。理事会は謂わば重心である。重心の高さと底邊の大きさが三角形の大きさを決定する。重心が底邊に接近しすぎても、又それ以下になることも好ましくない。重心と底邊の關係ほど私達に關心の深いものはない。底邊が完全に安定する為のあらゆる必要な施設、施策及び経済的基盤の確立をせしめ、健全経営を持續せしめることは理事者の任務である。理事会が不安定の状態の時は大学の凡ゆる面の動きは完全に虚脱状態となり、大学の良識は歪められ、一切の睿智は影をひそめ、積極的なよき意味の協力も援助も弱められてゆくであらう。かかる状態であればある程、重心がぐらついてしまふであらう。そこで理事会は確固たる信念のもとに大学経営に關して凡ゆる学問の成果を総動員して経営構想に綜合性の發揮をなすべ

きである。従つて從來欠けていたと思われる経営診断を受けることに謙虚でなければならぬ。その機構も考へてはどうであらうか、ここで重心は安定するであらう。

次に教授陣は独自の学風を持つことに専念して一切のわずらわしさから超然とし、学問探究に全身全霊を打ち込み、学生教育に全力をあげるべきであらう。外部の声に右顧左弁する様では大学の底邊は極めて不安定なデグザグな線になるであらう。

さて一番重要な底邊の形成分子である学生は如何にあるべきか。私は時折折学生の中に自分を卑下し、劣等感の世界に入り、自分の学問及び訓練修養の低いことをさも得意げに語る学生を見ることがあるが、これ程いやな感じを受けるものはない。学生は学問研究に精魂を打ち込み、より高き智識と豊かな品性とを身につけることに専念することが、自らに与えられた使命だと言ふことを自覚すべきではあるまいか。

理事会、教職員、評議員会、校友その他この大学に關係ある凡ての人々は、このことを心から望み、大学の底邊の安定による大学の向上と社会の評価のより高まることを切望しているのである。凡ゆる機会に於ける發言も總てこの大学の権威と發展を念願しているからに外ならない。大学の底邊が寸断されたり、太くならたり、細くなつたりすることを修正するのは、秀れた教授陣と、自信と誇りに満ちた学生の結合如何によるといつてよからう。大学の底邊は安定確実なるものではない。

大学の底邊は静かな冷徹な判断力、智性、努力、信念、親和の血によつてコンクリートされなければならぬと思ふ。

大学経営に於て大学の前途を考え、敢て学生諸君に對し苦言を呈することは先輩としての老婆心から出た誠意と責任だとも考へている。私は最近の動きの中に何故学生についての在り方を厳正な立場から批判検討しないかを疑問に思つている。大学が安定した底邊を持つ為には正しい「大学の自治」に對する理解とそれを強く守ることが絶対必要である。即ち大学を形成する構成員が整然と而も確実に明確にぐらつかない一線をもつことである。大学の自治と権威を守る為には關係者が智性と勇氣と正しい判断力と最善の努力と高い教養とが必要条件となる。理事会は適正妥當なる方策を樹て敢然として積極的に経営合理化に専念し、重心の位置を決定して大学の底邊を基盤とする均整のとれた安定せる「大学」という三角形を形成しなければならぬ。

大学の現状を静かに測定すべき時ではないか。学生の訓練に拍車をかけることを今よりも強く関大生を誇りと自信に満ちた学生に育てる為には、勇敢な教育方針とそれに対する理解と協力を独特の学風の上になつて自信ある教育が浸透することを望んでいる。学生よ、謙虚になれ、自らの使命を痛感せよ、大学生としての誇りと自信を持て。

大学の底邊が理想的な一辺を作り、重心的存在たる理事会が適正なる経営を續けて行く限り、大学の前途は發展の一路を辿り、輝かしき伝統と学風の中に権威ある大学としての存在は確保されるのである。

かくの如く關係者の綜合力の發揮によつて比類なき發展を來すことは当然過ぎる程当然の結果が生れるのである。重ねて特にこの愚見の中で強く叫びたいことは学生諸君全員の猛省をうながしたいと云うことである。諸君に對する尊敬と期待は極めて大きい事を認識してもらいたい。大学の自由と自治を守り続けられの道に精魂を打ち込むことが大学發展の為の絶対条件であることを特に強調したい。

学内報

四 大学懇談会

月例の四大学懇談会は、十一月は本学で催され、十五日(土)午前十時より千里山大学ホールで、当面する大学問題について種々懇談が行われた。

出席者(順序不同、敬称略)

関西学院大学 学長 堀経夫、財務部長 小寺武四郎
同志社大学 学長 大下角一、教務部長 児玉実用
立命館大学 教授 板木郁郎、庶務課主任 井上和郎
本学 専務理事 久井忠雄、法学部長 和田豊二、経済学部長 矢口孝次郎、総務局長 大江久五郎

故 松本博士記念講義

大正十四年より昭和三年まで本学学長として、由縁の深い故松本丞治博士を記念して、財団法人松本丞治記念財団と本学とが共催で、十一月二十七(木)、二十八(金)両日午後一時より三時まで千里山第一学舎講堂において記念講義が行われた。

講義題目は、

松本先生の業績と松本財団

東大教授 鈴木 竹雄
民法上の組合の財産関係
東大名譽教授 我妻 栄

で、なお、財団側と本学理事、教授らと親しく懇談会が催された。

在外研究員規定制定

昭和二十八年より施行されていた「関西大学在外研究員規程」を廃止し、新に「関西大学在外研究員規程」が設けられ、十二月九日の理事会において制定された(規程の細部は別項参照)

特別奨学生制度廃止

全国都道府県より各一名エリートを選んで本学に学ばせようとの意図の下に、昭和二十九年九月一日より制定施行された「関西大学特別奨学生規定」は、諸般の事情に鑑み、昭和三十四年三月三十一日をもつて廃止することに、十二月二日の理事会で決定した。

教育職員授業担当当規程制定

昭和二十八年四月一日施行の「教育職員超過時間手当規定」を廃止し、新に「教育職員授業担当当規程」を昭和三十四年四月一日より実施することに、十二月十八日の理事会で決定した。

私大ニュース

私大研究設備助成補助法の

改正提案

私立大学振興政策委員会の常任委員会

(本学からは板橋菊松氏)では、昭和三十二年三月三十日法律第十八号「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」の中、
第一条では「私立大学の研究設備の購入に要する経費」の補助対象を、従来の設備費の外に施設費にまで範囲を拡大し、
第二条では「購入に要する経費の二分の一以内を補助」とする補助率を「経費の四分の三以内」と改める改正を、通常国会に提出した。

私大 大学術振興財団設立の動き

さきに文部省では日本大学術振興財団を設立し、(1)基礎科学の画期的な振興、(2)その応用の促進のため、大学、研究機関と産業界との連携を緊密にし、(3)学術研究の国際交流を盛んにする、政策を樹立したが、私立大学振興政策委員会常任委員会でも、これに呼応して、その重要且つ必要なことを確認し、早期実現のため私大連盟、私大協会、私大懇談会等と諮って強力に推進することになった。

なお、本財団の寄附行為は五章五十六条よりなり、経費は当初予算二十五億、毎年度八億円と見積られ、その実現が期待されている。

(ニュース源、日本私立大学連盟編「大学時報」第七卷第二十二号)

× ×

(十一頁より)

関 甲 十 期 会

関西甲種商業の十期生で組織されている関甲十期会では十一月十七日午後七時から懇親会を開き恩師を囲んで久しぶりに話合つた。この日は遠路をかけた会員も多数ありなごやかな会で旧交をあたため午後九時すぎに散会した。

祥 久 会

祥久会では十一月二十一日総会を開催この日は久しぶりに出席した会員の自己紹介もあり河内氏の司会で開会、矢野、竹沢、江里口、野間氏から挨拶あつてすき焼鍋を囲んで懇談した。またアジャオリンピックに射撃監督として出場した八十原氏はユニホーム姿になつて逍遙歌をうたいあげ一同の拍手をあびた。

大 阪 市 内 中 学 校 教 員 関 大 会

大阪市内中学校に勤務する校友の間で関大会を結成することになり十一月二十二日天六学舎で結成大会を開催した。会は最初に会則を決定し、役員を選出し久井専務理事の大学現状報告をきいたあと大月会長、門上組織部長らも祝辞をおくり、最後に懇親会を開いて協力と團結を約し閉会した。

教 育 後 援 会 と の 懇 談 会

校友会事業部と教育後援会との懇談会がこんどは教育後援会側の招待によつて十一月二十八日に開催された。

後援会側は石井会長ら役員各氏が出席校友会からは大月会長らが出席して懇談し両者の親睦を深め今後尚一層の協力を約して散会した。

関西大学在外研究員規程

(昭和三十三年十二月九日制定)

第一条 この規程は、學術の研究又は調査のため外国に派遣する研究員(以下「在外研究員」という)について規定するものとする。

第二条 在外研究員は、専任の教育職員であつて、一定の期間外国において學術の研究又は調査に従事することを適當と認める者に対してこれを命ずるものとする。

第三条 在外研究員は、これを學術研究員及び調査研究員とする。

第四条 在外研究員の研究期間は、學術研究員については原則として一年以上二年以内とし、調査研究員については原則として六ヶ月以内とする。2、學術研究員の年令は、原則として四十才以下とし、その留学先は原則として一ヶ所とする。

第五条 在外研究員は、学長がこれを選考し、毎年七月末日までに翌年度における在外研究員について意見を具して理事会に推薦するものとする。2、理事会は、前項の推薦に基づき別に定める内規により、審査してこれを決定する。

第六条 在外研究員に対しては、次のとおり研究費及び旅費を支給する。

一、學術研究員に対しては、当分の間一年につき百五十万円以内
二、調査研究員に対しては、当分の間百万円以内

第七条 在外研究員には、研究期間中給与のうち教育職員授業担当手当を除く他の一切の給与を支給するもの

とする。

第八条 學術研究員は、半年毎に情況報告書を所属学部長及び学長を経て理事会に提出するものとする。

2、在外研究員は、帰学後少くとも二ヶ月以内に研究又は調査の経過報告書を所属学部長及び学長を経て理事会に提出するものとする。

3、在外研究員は、その研究又は調査の成果を學術雜誌等によつて発表しなければならぬ。

第九条 在外研究員が止むを得ない事情のため研究計画に著しい変更を加えなければならぬときは、その旨を所属学部長を経て学長に願い出で、理事会の許可を得なければならぬ。

2、前項の場合に、所定の研究期間前に帰学し、又はその研究期間を著しく延長したときは、理事会は研究費及び旅費の一部を返還せしめ又はその追加をすることができ

る。

第十条 理事会は、在外研究員として不適当と認められる事情が生じたときは、学長の意見をきいて在外研究員を免ずることができ

2、前項の場合には理事会は研究費及び旅費の全部又は一部を返還せしめることができる。

第十一条 在外研究員は、帰学後研究期間の五倍以上の期間は、本学に在職しなければならぬ。但し、止むを得ない事由があるときは、理事会

は学長の意見をきいてその義務を免除することができる。

第十二条 在外研究員は、研究期間中他の職務に従事してはならない。但し、特別の事情があるときは所属学部長を経て学長に願い出で理事会の許可を得なければならぬ。

第十三条 在外研究員は、この規程を遵守する旨の誓約書を理事会に提出しなければならない。

第十四条 日本政府、外国政府及び内外公私の団体、大学、研究機関若しくはその他のものから給費を受け、又は自費をもつて研究に従事する者に対してこの規程を準用することができる。

2、前項の場合の研究費及び旅費の支給に関しては、給費額その他を勘案してその都度理事会において決定するものとする。

第十五条 前条第一項の在外研究員については、第十一条の在職期間はその研究期間の二倍とする。

附 則

1、この規程は、昭和三十三年十二月一日からこれを施行する。

2、昭和二十八年十月一日施行「関西大学学外研究員規程」はこの規程施行の日をもつて廃止する。

3、在外研究員の手続に関する細則は別にこれを定める。

在外研究員手続細則

第一条 在外研究員の選考を受けようとする者(以下「被選考者」という)の手続は、この細則の定めるところによる。

第二条 被選考者は、在外研究計画を

たて、別記様式の在外研究員調書を毎年六月末日までに当該所属学部長を経て学長に提出するものとする。

2、前項の計画においては、在外研究員の研究先における期間は、原則として研究期間の四分の三を下らないものとする。

第三条 学長は、前条第一項の調査により当該教授会の意見をきき、選考に関する意見を具して所定の期日までに理事会に推薦するものとする。

2、前項の推薦においては、被選考者の研究業績、研究意欲、在外研究員としての適否等につき審査し推薦の順位を附するものとする。

第四条 在外研究員規程第十条第一項及び第十一条により学長が理事会に意見を具申するときは、当該教授会の意見をきかなければならぬ。

在外研究員決定に関する理事会内規

第一条 在外研究員規程第五条第二項の審査は、委員を選定して行うものとする。

2、前項の委員は、左の者をもつて充てる。

- 一、理事長
 - 二、学 長
 - 三、教授から選ばれた理事のうち一名
 - 四、学識経験者から選ばれた理事のうち一名
 - 五、前各号の外理事会において必要と認めたる者
- 第二条 委員は、審査の結果について理事会に報告するものとする。
- 第三条 理事会は、前条の報告に基づいて在外研究員を決定する。

司法等各種試験に合格して

司法試験合格者

大西喜代

昭二七法学部卒

昭和三十三年度司法、公認会計士、大阪府及び大阪市職員採用試験等に合格した人々に、その受験の体験談苦心談を聞くこともまた、後輩の誘掖に資するであらう。

司法試験合格者

宇津呂雄章

昭三十法学部卒

私は、昭和二十六年関大一高を卒業し、同年関大法科入学、昭和三十年に法学部法律学科を卒業した者ですが、在学中殆んど馬術部に在り、運動に熱中し過ぎた為、学業成績甚だ芳しくなく、教室に出たのも最終学年のみと云う、余り自慢にならない経歴の持主ですが、此の様な状態からでも努力すれば、司法試験の合格も決して不可能ではないと云う事を皆さんに知って頂き度く、先輩面をする柄ではありませんが、此度母校出版部より御依頼がありましたので、私の司法試験の体験が、今後受験しようとする方々に、少しでも参考になるならば、と思ひまして敢えて筆を執つた次第です。

私が司法試験を志したのは、昭和三十年からです。それ迄の勉強は、唯単位を取ると云う事のみ、一夜漬けの山かけ勉強でしたので、何の役にも立たず、従つて全く白紙の状態からやり始めたと思ひます。受験を志すと同時に、最早学校

の講義を利用する事も出来ませんので、天六学舎の関大法学研究会に入つたのですが、それから本年合格迄約三年半の受験生活をした訳です。此処で私が思う事は、誰でも三年乃至四年努力し、方法さえ誤らなければ、司法試験は決して難しい試験ではないと云う事です。勿論合格する為には、相当の努力を必要としますが（私は、受験勉強中は娯楽も、映画を見る位程度に止めました。その映画さえ有言だと云う人もあります）、司法試験は、一部の天才しか合格しないと云う試験ではないと思ひます。否却つて考え様によつては縁故だとか、関などの外部的事情によつて左右されると云われる就職試験よりも易いのではないのでしょうか。私は関大の学生諸君が今後一人でも多く法曹界へ雄飛される事を希望する者です。

以下私の受験生活を通じて感じた事を二、三述べてみたいと思ひます。先ず勉強時間は、一日八時間規則正しくやれ、と云う事です。これは机に向つてゐる時間ではありません。正味頭脳の回転している時間です。その為には、恐らく十時

間以上机に向わなければならないでしょう。そしてこれを、コンスタントに続ける必要があります。私はその為に図書館へ通いました。次に、教科書は理解本位に読む事が必要です。その為には、特に能力のある人は別として、一日に二百頁も三百頁も読み進むのは危険だと思ひます。又条文は、丹念に繰る必要があります。絶えず疑問を持つて読み、解らない点があれば、こまめに参考書を漁り、先生に質して疑問を解消する様にすれば良いと思ひます。択一式試験も、この方法によれば恐るゝに足りません。第三に、同じ目的の仲の良い友人同志、四人から十人位で、グループを作つてお互いに議論し、勵まし合つて勉強するのが、合格する近道だと思ひます。その為には、研究会などに入るのが良い様です。本年合格の私の知人の大部分は、この様な研究会の出身者です。これは関大のみならず全国的な傾向の様です。答案練習も、特別な才能のある人を除いて、絶対に必要でしょう。答案練習をした人の答案は、深みがあると云うのが、過日、ある雑誌の座談会での、試験委員の先生方の御意見でした。

最後に、私が本年合格する事が出来たのは、元より私一人の力によるものではなく、思う存分勉強に専念させてくれた家族の者は勿論、御援助を忝くした母校の先生方を初めとして、先輩友人知己の力に負う事大でありますので、此の機会に紙上を借り、厚く御礼申し上げます。

(一) 健康と環境

激しい受験生活に於いて最も必要な条件は、健康と、思索に没入し得る環境である。私は不幸にして従来病身で、しかも生活の為に妨ぎつゝ学ぶ勤勞学生であった。父は既に大東亜戦争の初期に南支の戦場の華と散つていた。母と十一才の私を頭とする幼い四人の弟妹を残して。母子六人はあの終戦後の激動の怒濤に木の葉の如く飄弄された。本当に悲しい暗い不幸な時代であつた。そうした時、私の希望となつたのは、あの夜間の天六学舎のともしびであり、心の強さゝえとなつたのは、暖かい植田先生、川上先生の御激励であり、そして山木戸先生や木村先生の御懇切な御指導であつた。斯くして学校は卒業したが、私の身体はむしろ経済の下、母は榮養に心をくだきつゝ黙つて私の健康と勉強を見守つてくれた。そして夫と妹達が傷つた私をかばつてくれ、こゝに一家の経済は全く安定し、私は勤めを止め、勉学に専念し得るようになった。私は先づ身体の回復に努力した。斯くて私はようやく健康を回復し、全く勉学に最適な環境に恵まれるようになったのであつた。

(二) 意志と実行力

三十二年の暮、私は幸いに関西大学の劃期的な試みとして木村先生、岩本先生等の御努力によつて設けられた司法研究

会に入会を許され、司法試験受験を志す
気骨の同志達と激しい法律論を闘わず機
会を得た。それと共に司法試験の技術性
をも決して無視しえない事を通して、
日曜日も答案練習会に出席した。しかし
それは、最初の頃は私にとつて非常に苦
しい事であり、懸命に努力したにも拘ら
ず、その結果が余り思わしくなく、全く
死にたい位、暗澹たる底なしの沼に引き
込まれるような辛い思いをした事も幾度
か。しかし私の忍耐力は、その沼から這
上ろうともがき、苦しみ、努力し、如何
なる場合でも決してひるまなかつた。苦
痛は一層私の闘争心をかき立て、ねばり
強い実行力が一層私の体内に培われてい
つた。討論する事は、日頃の思索を顕在
化し、日常の勉強の結果を発表する事だ
がある。討論によつて日常勉強した事が、
より明確になり、理解していた事が本
当に理解していない事がよく分ると共
に、理解がより一層明確な形をとつて深
化して行つたようであつた。そしてこの
訓練が特に私の場合口述試験に現われ
て、気の弱い私が全くあがらずにスラス
ラと気持ちよく答える事が出来、お蔭で初
日に試験委員の先生に賞めて戴き、事後
の試験も極めて快調で、時間も非常に短
かく済んだようであつた。

(三) 私の勉強方法

私の勉強方法の第一は、自分の頭なり
に主体的に法律を考えて行こう。自分の
頭で法律をこなそう。権威ある著書に盲
従する事なく、一行一句自分の頭の中を
泳過させようと努力した事にある。パン

デクテン・システムをとつている法体系
の下では理解がどうしても抽象的に流れ
易い。そこで私は基本書を素材と考え
た。抽象化された素材を具象的なものに
還元して考えた。具体的な事案を以て、
即ち甲が乙に対して丙の有している云々
というふうな、丁度幾何を解くように三
角や四角や丸を描いて考えたのである。
このように重要な法律制度を身近な具体
的問題に還元して考えようと面白い程法律
知識が明確化され、それと共に関連した
制度が明確になり、関係、相違、実益、
機能、効力が有機的に結びついて、思い
も及ばなかつたものが関係している事が
分かつてきた。然し一方疑問が出て困つ
た。解決が疑問を呼び止まる事を知ら
ず、現在多くの疑問を持ち続けながらも
合格した様な次第である。論語に「子曰
く。如何せん、如何せんといわざる者
は、我れ如何ともするなきなり」。自ら
疑問を持ち、どうすればよいかと思ひ悩
む事のない人に対しては、どうにもしよ
うがないという事である。弟子三千人
といわれた偉大な教育者孔子にも、こ
うした言葉をもらしたくなる瞬間があつ
たのである。問題意識なしに只、手つと
りばやい解決法を求め、結論をうのみに
する事は学問ではない。学ぶとは、先づ
あらゆるものに疑問をもつ事であるとい
えるのではなからうか。今幸にして法
曹界への門戸が開かれ、将来への展望を
新たにする時、この受験生活によつて得
た貴重な体験を今後の私の人生に於ける
処生訓として更に一層生かして行きたい

と念願している。

* 公認会計士合格者

石崎 正雄

昭和三三商学部卒

私が、公認会計士試験を志して、関西
大学 商学部三年に編入試験を受けたの
は、昭和三十年であつたから、爾來四年
過ぎ去つた。過去を思い、一文を草して
後輩諸氏の参考になれば、望外の喜びで
ある。

公認会計士試験は歴史が浅く、一般に
はなじみが薄いかも知れないが、一次二
次三次の三回の試験を経て始めて公認会
計士となることができる。一次試験は大
学卒業者は免除される。私が受験したの
は、二次試験で、これが会計士としての
最初の最大の難関である。

毎年二千五百人前後の受験者で、合格
者は二百人前後という、難しい試験であ
る。私も何度かの過去の苦杯にも拘わら
ず、遂に三度目にして合格できたという
訳である。試験科目は、会計学関係四科
目(簿記、財務諸表論、原価計算、監査
論)商法、経済学、経営学の計七科目で
その平均点数が、満点の六十%という合
格基準である。しかしこの試験は、何と
いつても、会計の事が中心であり、簿記
原価計算等の計算問題が中心であり、こ
れに力点をおいて勉強すれば、必ずしも
難しい試験とはいえない。受験者諸氏は
何よりも計算問題解明の力を養成するこ
とが必要であり、毎日算盤を持ち計算問
題を時間内に解答ができる能力を作るこ

とが急務である。計算問題での大量得点
は大変有利であり、合格者諸氏がすべて
口を揃えていう言葉である。単なる説明
問題や、論文形式の問題では、それ程大
量得点は望めない。私の経験によれば、
受験勉強の六十%位は計算問題に主力を
置いてやり過ぎということはない。私
の場合、二部であり昼間は家業の雑事に
追われ、やつと卒業後の一年間、ゆつと
り勉強できる機会に恵まれ、この一年間
に計算問題を中心に、会計学諸科目、財
務諸表論、監査論、及び、商法を徹底的
に勉強した。経済学及び経営学について
は、出題者の著書に目を通したに過ぎな
かつた。それにも増して私に力をつけて
くれたのは、卒業後先輩諸氏及び商学部
教授の骨折りで、会計士試験受験研究会
なるものが創立され、私もその一員とし
て入会が認められ、先輩諸氏の指導よろ
しきを得て、又良き友を得たことは、私の
努力もさることながら、力強い先輩諸氏、
学校当局の力添えは忘れられない。不幸
にして不合格となつた会計士受験研究会
の人達も来るべき六月の第二次試験には
必ず良き成績を修められるものと信ず
る。受験勉強は灰色の世界であるとい
うが、私は決してそうは思えない。栄冠を
目ざしての努力であり、結果的には、会
計士となるための登壇門でありやがては
職業会計人としての第一歩である。会計
士を目指す後輩諸君、本学のためにも多
数の人が合格されるよう祈つて止まな
い。参考書等は商学部の教授や会計士受
験研究会の人達に聞けば良らしい。努力

と忍耐、これが合格の秘訣である。技術的にはグループ学習、答案練習が効果的である。

最後に私を励まして下さった先輩諸氏、商学部諸先生、学校当局に感謝の意を表するものである。

公認会計士合格者

松本重一

昭一六商学部卒

私は本年四十一才の公務員で今回の近畿財務局管内公認会計士第二次試験合格者のうちでは二番目の年長者です。学校卒業後昭和二十三年五月復員までの七年间は軍隊とシベリヤ抑留の生活で過ごし、いつの間にか青春と希望とを失ってしまいました。現在の職についてからも夜業の日が多く勉強とか受験とかは考える暇さへありませんでした。ところが四、五年前から仕事も落ちつき少々時間的余裕もできましたので私の係の者が税理士試験に合格しましたのでそれにいさゝか刺戟されまして、昭和三十二年に初めて第二次試験を受験しましたがその結果は云うまでもなく惨敗に終わりました。学校卒業後十五、六年間も全然勉強していませんうえに職業をもち妻子を抱えての四十の手習いですので全く無謀であつたと言うほかりません。しかし当時の私の環境においては私なりにベストを尽くしたと思つていきます。受験準備のため日曜日は月三回十時間位宛、普通の日は週

三日程度三時間位宛、一年間不断に勉強し続けました。そのためには好きな甚もやめ友達との交際も極力さけて時間と精力を勉強に集中しました。

この第一回目の失敗の結果、私は次のような基本的態度で今回の受験準備にとりかかりました。

一、勉強は少しでもよいから毎日つめてすること。

二、参考書は一科目につき試験委員のもの一冊を精読し、それがない項目と十分理解出来ない点のみを別の参考書で補充すること。

三、試験科目は簿記、原価計算、財務諸表論、監査論、経営学、経済学、商法の順で一つ一つ仕上げてゆくこと。

四、一項目でも無理解のまゝ放棄しないこと。

五、特に簿記と原価計算は得点に大きく影響するから計算問題を徹底的にやること。従つてペンとソロバンは絶対に離さないこと。

六、試験前の二ヶ月間は全科目を通じて重点的な勉強をするため緻密な計画をたて全力を傾注すること。

このため私は週二十五時間月百時間を目標に勉強しました。計画は週ごとに区切りその週の予定が過ぎそうでない時は土曜日と日曜日の勉強時間を伸ばして翌週に持ち越さないよう配意しました。勿論通勤の車中においても書物を放したことはありません。

いまふり返つてみて第二次試験の合格

の成否は決して頭のよい悪いの問題ではない、極言すれば精神の集中と勉強時間の多寡にあると言えます。私の先輩は二千時間を目標に勉強しろと教えてくれましたがその通りでしょう。私はこの二年間環境に逆らい実に苦しい思いをしましたがまた一面新しい知識が頭の中に消化せられてゆくことの楽しさをも味ひました。苦しむにつけなれども若い間に受験しなかつたのかと幾度も後悔しました。独身時代特に学生時代にはつきりした一つの目標をもつことは勉強に張りがありましたし、また若い貴い精力の浪費を防ぎます。私のこの苦い体験が若い人達に何かの参考になればと思ひ敢て拙文を記した次第です。

大阪府人事委員会上級試験合格者

児子進

法学部在学中

受験の動機

私が関大へ入学した当初より公務員の採用試験を受けてみようという気持は漠然とありました。しかし一年二年の間はアルバイトに追われ、学校の講義さえしぼしば不足し勝ちな状態でこれという準備はとて出来ませんでした。その後十二年の春、公務員試験研究会が関大において発足し、私もこれに参加するようになつてからやつと試験の準備らしきものを始めたのでした。

第一次試験

御承知のように一次試験は択一式の教養試験、択一式の専門試験、及び記述式専門試験に分れております。教養の択一については三十二年の研究会において数次の練習を重ね、いささかの自信もつていたので受験前には全然タツチしませんでした。しかし自然科学系統、特に数学の簡単な公式ぐらいはやつておいた方がよかつたと思われます。

専門の択一は出題が広範囲にわたるのので、財政学、経済政策、労働法などの記述式試験の出題課目からはずれた課目については一通り最も簡単な概説書に目を通した程度で終り、私の場合、主として記述式の試験を重視して力を注ぎました。基本書として憲法は宮沢俊義先生の有斐閣刊「憲法」、行政法は田中二郎教授の法律学講座の「行政法上下」を選び経済原論には始め高田博士の「全訂経済学原理」を使つておりましたが私には難解すぎるので試験前には岸本誠二郎、小泉信三、その他諸先生の著書を数冊あたりました。初めに書いておきましたように私は府を目標にしていた訳ではなく、国家公務員、及び市と三宅を追つていた為自然に、経済原論が弱くなつていきました。ついでながら民法は我妻・有泉兩教授の一粒社の「民法」、末川博士の「民法上」などを主としました。記述式試験は時間、枚数が少ないので答案構成に相当の注意が要求されますから平素からそれに馴れる事が必要でしょう。そのような理由から多くの本を浅くやるより、少い本を深くやる方が有利であると

考えられ、又同僚と話し合う事によつて漠然と持つている知識をはつきりと頭の中でまとめる事も有益だと思われます。

第二次試験

二次試験は口述及び身体検査です。口述試験は二回にわたつて行なわれ、私の場合、最初の室では私の履習している演習課目が株式会社法である關係上、株式会社法について質問されました。一方の場合には家族調書的な質問に終始し学問上の質問は無かつたように覚えております。いずれにしても口述試験を軽視する事は出来ませんが重点是筆記試験にある事は事実でしょう。

以上私の拙ない文章が幸いにして皆様のいささかの御参考にもなり、今後の関大からの府職員合格者増大に寄与する事を得ましたなら私の喜びこれに過ぐるものはありません。

皆様の御精進をお祈り申し上げます。

熊本利隆

法学部四年在学中

体験記等書く柄でもないのですが私の貧しい体験が今後公務員試験を受験される後輩諸氏にとり、いささかなりともお役に立てば幸いです。私は陸上競技をやる片わら時間のあい間をみて受験勉強に力を注いで来ました。スポーツと勉学の両立に絶えず悩まされたながらも十分とは云えぬまでもある程度苦しみ悩んだ甲斐

があつたと信じております。この意味に於て勉学の他に何か重荷を背負つてゐる方々にも工夫努力すれば必ずや初志を貫徹することが出来るんだということを知つて頂けると思ひます。公務員試験は特に一般教養問題にもかなりのウエイトを置いてゐるので、この方面の知識も要求されます。専門科目は択一問題式と論文式に分れており双方共に平均して勉強することが必要です。何故ならば択一問題がある一定の水準に達しない場合はどんなに論文がうまく書いていても採点してもらえないからです。大阪府の上級職員試験に限つて申しますと、これは行政職職員の採用試験でありますので法経両学部の学生が同一問題の下で受験致しますので両方の学問に通じる必要があります。受験準備は三年生の春創設当時の公務員試験受験研究会に入会し会の方針に従つて毎日わずかづゝ勉強しました。

受験勉強は自分一人こつこつする事も重要ですが他面友人達と論議を斗わす事も有益でしょう。志を同じうする友人とお互に励まし合つて実力を養ふことも決して無駄ではありません。私の場合全くこれに当嵌ります。参考書は精読主義を採り理解出来るまで同じ書物を何回も読み通し完全に自分のものとしてしまふことに努めました。特に法学部の方に申し述べたいのですがどうか経済原論をしっかりと勉強してこれをマスターされるようお勧め致します。経済原論が理解出来なければ全く望みもないといえるでしょう。試験当日に成りますと試験場へは少

々早目に着くようにし、自分が合格しなれば合格するものはないという位の自信を持つて臨み他人にはあまり気を遣わない様にする事です。教養の択一問題は後半の数学に時間をとられ時間不足は非常ですから前半をかなり早やく、しかも正確に解答する様、それでも不足する場合は最後の手段として適当と思う所を選びます。しかしこの方法は最後の手段です。専門択一問題及び論文問題はじゆうぶん時間がありますから心を落ちつけて、直ぐ書き始めない様注意し途中で時間があまつたりせず時間を有効に使う事が大事です。私の経験から云つてどの科目にも途中で提出する受験生が多く特に専門・択一問題では一教室五十人の受験生の中最後まで残つて何回も解答の正否を検討したのは私一人だけでした。他の人が提出するからもう出しても大丈夫だろうという安易な考えは危険です。教室によつてはかなり多くの受験生が最後まで解答の正否を検討したそうですが、左様な環境に廻りあわせれば幸いです。兎角自分の信念を通し他人に引きづられず自分の信念を曲げない様にしなければならぬのは何も試験だけに限らないと信じます。

大阪市人事委員会 上級試験合格者

馬谷 武

法学部四年在学中

思い 出

編集部の方から合格の体験談でもと云う依頼であつたが、私には別にこれと云つて特記すべき体験もないので、その思ひ出話でも語つてみたいと思ふ。

丁度今から四年ばかり前、大きく胸をふくらませて法律の世界とは一体どう云うものだらうか、チャイパッパを習い始めた小学生の様に、丁度その様な興味を抱いて本学の門をくぐつた。早や四年、もう今年卒業である。いつも早う卒業して、身の治まりをつけにやあと云つてゐるおふくろからして見れば長い四年間であつたかも知れない。でも私にとつて全く早い四年間であつた。今想えば感無量なるものがある——てな事を云うと明治時代の学士様の卒業の様いきこえて、我々昭和の学生にとつてはピンと来ない様である。明治時代の学生生活がどんなものであつたか経験はない。でも今よりのんびりしてゐた事は確かだ。少なくとも就職に関する限りは。現代のほんの一部分を除く大多数の学生にとつては学問は就職に直結するといつても過言ではあるまい。感無量だの、卒業したらベソ子嬢と結婚するんだのとセンチな事も云つて居られないのである。より多くの知識を有しているかいないかに依つて、人生の勝敗が決する。而もそれが就職試験の始まる八月頃から僅か二、三カ月の間にある。全くアツと云つてゐる間である。幸福の女神は前には髪は毛はあるが後にはない。

昭和殊に終戦後、時代の歯車が早く回転し出した。人は舜時の快楽を求めぬ。

ジャズあり、パチンコあり、競馬、麻雀ありだ。六法全書なぞ糞くらえ、そんなものを展げている暇があったら女の子を口説いた方がよっぽど面白い。

敵めしくも、法律を学ぶんだと思つて、いざ我妻栄さんの民法総則を読み出したんだが、残念ながら何が書いてあるのか、さつぱり分らん。刑法の、やれ構成要件だの、共犯論だのと云うとゾッとした。一回やそこらで分らないのなら話には分るが、二回三回と読んだにまだはつきりしないのだから、弱つた。勿論抽象的な云い方も必要なんだろうけれども大体学者なんてものは、分り易いものでもわざわざ難しい抽象的な言葉で云いたがるもんなんだと思つて慰めていた。でも分らない分らないと思つている内に、何か分り出して来た様に思えてきた。本の内容ではない。六法全書の条文でもない。雰囲気、法律の世界の雰囲気と云うものが、かすかながら感じられる様になつた。すると俄然、世の中の構造と云うものを法律を通して観る様になり、面白くなつた。電車に乗つても、道を歩いても、全て法律の網が縦横に張りめぐらされているのに気づく。成程、法律と云うものは面白い。もちろん、経済とかその他の学問についても同様の事が云えると思ふんだが。

準備はしなかつた。それだから特に苦しい思いをして勉強した時と云えば試験前半月位なものである。試験は実力と偶然とが相半ばすると云う。それ故、幸運と云えばそう云えるかも知れない。亦多少とも実力があつたとすれば、それは好きこそ物の上手なれの種類であらうと思う。ジャズを好むもよし、ダンス、マーシャも良いだろう。でもバスの車輪も早く回転する。これは功利的な云い方かも知れない。けれども我々は明治、大正期の学士様ではない。

私もいつの間にか、私の先輩の云つた事を思い出している次第である。

奥野 武

法学部四年在学中

四年次になると、就職が現実の問題として不可避になる。このような状況において、私は大阪市職員採用試験の受験を決意した。以後、教育実習があつたので、正味三ヶ月程、受験という目的意識の下に勉強し、幸運にも所期の目標を達成できた。大阪市試験は一般教養(択一式)及び専門(論文式)があり、試験区分「法律」では、後者に、憲法、行政法及び民法がある。第一に、一般教養であるが、私は以前から学科の勉強は講義中心主義にし、余暇には多読をモットーとして、小説、哲学及び政治等の書物をいくらか読んでいたので、それは一応修得したこ

とにした。数学等には疑問もあつたが、高校時代に必ずしも不得意でなかつたこと、又、かつての進学適性検査受験の経験があることから楽観的に解釈した。しかし、一度は練習しておくことが必要だと思ひ、大阪市試験より一ヶ月前にある国家公務員試験を受けることにした。その結果、後者の経験において、択一式試験に対する一応の方法論を体得したこと、前者において全く有益であつた。即ち、文科系問題は順番に、かつ着実に解答すること、理科系問題は直観的に可能と判断したものを選択して確実に解答すること、である。要するに、解答の正確率を高くすることである。しかし、一般教養の試験は非常に重要で、この成績が一定の基準に達しなければ、専門の答案は採用されないから、あらかじめ十分に練習すべきだと思ふ。この点、公務員研究会を利用されるとよいと思ふ。第二に、法律の勉強であるが、時間的な制限もあるので、就職課の資料から、大阪市試験の一応の傾向と形式を検討し、以後の勉強方法を限定した。その結果、今までに親しんで来た法律書の中から、宮沢・コンメンタール及び憲法、末川・民法上、中川・民法大要下及び田中・行政法上下を選び、その他は参照程度にしか使用しなかつた。又、六法の参照が許可されないもので、民法及び行政法の詳細な箇所は出題されないものと推定した。しかも、憲法及び民法は既にいくらかやつていたので、行政法中心に勉強した。繰返して読んだり、要点を問題意識の下にま

とめてノートしたりしたが、特に立論の根拠を重視した。要するに、最小限度の内容を最大限に理解することに努めた。この点、大著を不完全に消化するよりも、教科書程度のものでも確実に理解することに努める方が無難だと思ふ、しかし、何よりも大切なことは、とにかく、むしやらに勉強することだと思ふ。そして、それを可能とするのは、結局、当該試験に対する意欲であり、執着であり、自信である。なお、短期の受験勉強で合格できた私の場合には、一般教養にしろ、法律にしろ、平素からの蓄積されたものがあらゆる意味において、基礎的な前提になつていたことは否定できない。この意味において、やはり長期的な計画の下に、着実に勉強することが理想であると思ふ。

司法試験合格者

黒田 充治

昭一六法学部卒

一、私は、このたび、幸運にも昭和三十三年司法試験第二次試験に合格することが出来たものであります。受験回数六回という長い受験生活における失敗の繰返しから得た経験が、この道に志している方々になんらかの御参考になればと思ひます。

二、まず一般的に言えることは、理解に徹することであり、司法試験は理解に基づく推理、応用力を試すものであり、従つて、問題もそれに相応しいような型で出されていることを心に留めて置

く必要があります。正面切った問題は殆んど出ないと考えていいのではないでしょう。それに七科目一万頁からのものを完全に暗記することは不可能に近く、又、試験場裡においては、暗記した文章は容易に出てこないのみならず、前述の
出題傾向と相俟つて、理解したところに
従い自己の文章で書かなくてはなりません。この理解に徹するとは、何故そうなるかと究明して行くことであると考えます。しかして理解に徹するために、基本書精読主義と討論とをお奨めしたい。

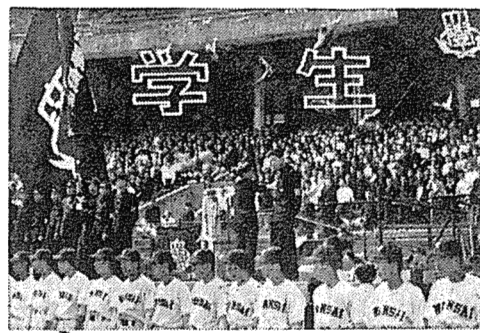
精読主義か多読主義かもとより論のあるところではありますが、時間的制限、量の点から更に重要なことは、理論の一貫という点から私は基本書精読主義が有利であると考えます。私の幾回かの失敗もこの点にあり、そして今回の成功の因も亦基本書一本に絞つたことにあると考えます。精読による理解が如何に択一、論文、口述、のすべての場合に役立つかは今回身をもつて経験したところです。この精読主義との関連において、サブノートの問題があります。採るに越したことはないと考えます。しかし、採り方に工夫を必要とします。私は、本の上欄を答案構成的に簡潔に利用し別にサブノートは採りませんでした。問題点何々として基本書に簡単な反対説は横欄外に参考書を見て書留めて置き、サブノートと同様の効果を挙げる事が出来ました。それ

から民訴に出題された相殺の抗弁の如く本の随所に出てくるものは予め纏めて置く必要があります。なお講義を聴くこと即ち、耳学問は理解の徹底に非常に役立つものであることを強調して置きます。次に討論、これは誤つた理解を正し、表現力を養成する点において必要であるばかりでなく、多読主義を採らない場合これによると同様の効果を得られることも出来るのではないかと考えます。そして更に利することは、自信を次第にもつに至るということです。

答案練習も、表現力の点から又、時間的制限の下で書き上げなければならぬ以上やはりやつて置く必要があります。三、次に択一、論文、口述、等各試験について簡単に申し上げます。司法試験は択一に始まり口述に終わります。御承知のように択一の示める比重は非常に大であります。題意をよく読み五個の解答の一つ一つを反駁して正解を求めめる様にすべきです。ただし、解答の中には正解のはつきりしたのもあります。多くは正解と思われそうなのが二つ位あることですから。論文式問題は、基本原理から割出されるような問題が出されていますので、基本原理への還元をはかる必要がありません。これに成功した場合、その問題に関する限り合格点に達しているといつて過言でないと思います。そして積極ミス

避けることです。積極ミスは致命傷となります。口述においては、試験官は斯界の權威者ですから、自説を頑固に強調することは避けるのが賢明であると考えます。そして将来の法曹家に相応しい服装、態度が必要です。

四、司法試験は難関ではありますが、決して難攻不落ではありません。鞏固なる意志を以つて努力すれば必ず報いられます。健康はその基礎となります。頑張つて下さい。天は自ら助くる者を助く。これをもつて結びの言葉といたします。



学生駅伝に優勝

琵琶湖一周関西学生駅伝は十一月二十九、三十両日肌寒い初冬の湖国で行われ、本学は両日もリードし、9時間47分52秒の好成績で優勝、通算六回目の優勝である。

新人庭球で優勝

関西学生新人庭球トーナメント大会は十一月二十六日より中もずで催された

が、本学の吉見選手は男子単で関学を破り、デイリースポーツ社の優勝杯を獲得した。

三位獲得 相撲部

第三十六回全国学生相撲選手権大会は十一月三十日府立体育館で開催。昨年の優勝校たる本学は今年も亦優勝するかと期待されたが、惜くも第三位となつた。

一回戦 関大 5-0 慶大
準決勝戦 日大 4-1 関大
三位決定戦 関大 4-1 関学

写真部

法政大学との交歓写真展を、十二月十六日より二十三日迄富士フォト・ギャラリーで開催した。

軽音楽部

「関西六大学ジャズ・コンサート」は十二月十四日毎日ホールで開かれ、当部も参加熱演した。

能楽部

十二月十三日神戸淡川神社で開催された関西学生能楽連盟秋期大会に参加し精彩を放つた。



校友 バツジ

校

友

校友会本部の動き

十一月

- 一日 組織部打合せ会
- 五日 一部学友会との懇談会
- 六日 大阪市役所支部総会
- 八日 神戸支部総会
- 九日 吹田支部発会式
- 十一日 部長会
- 十一日 東京支部総会
- 十四日 職域・同期会代表者会議
- 十五日 昭三会
- 十五日 昭六会
- 十五日 一高同窓会
- 十七日 関甲十期会
- 二十一日 祥久会
- 二十二日 大阪市内中学校教員関大会
- 二十五日 広報部会
- 二十七日 十二会
- 二十八日 教育後援会との懇談会
- 二十九日 豊中支部総会
- 二十九日 芦屋支部総会
- 二十九日 日産自動車関大会

大阪市役所支部総会

七百名にのぼる多数の会員を擁する大阪市役所支部では十一月六日午後六時か

ら大阪南「喜楽別館」で本年度総会を開催。

当日は大学から現状を報告するため久井専務理事が、また校友会からも榎本副会長、門上組織部長が出席した。

総会は開会につづき村上支部長が挨拶し、そのあと経過報告があり、役員改選ののち懇親会に移った。榎本、門上両氏も校友会の現状を説明した。このあと懇親会を開いて一同親睦を深め最後に学歌を斉唱し、盛会裡に閉会した。

当日決定役員 支部長 村上精三

神戸支部総会

神戸支部では十一月八日午後二時から兵庫県立農業会館で四十一名の出席を得て総会を開催。

会は山崎支部長の挨拶のあと大月会長が関大会館問題、会則改正問題等を報告説明した。そのあと大学から出席の久井専務理事が大学の発展状況を説明した。議事のあと商学部長山崎紀男教授が外遊談を行い学歌斉唱して閉会した。

当日決定役員

理事長 山崎敬義 常任理事 向井裕亮 水本信夫 細井三郎 監事 水本千代松 橋本太一 潮野清市 野田俊春 大國雅己

なおこのあと水本信夫氏が「土地建物の諸問題」を出版されたのと本井吉雄氏の神戸地検総務部長検事に栄転されたのを記念し有志が参集して祝賀会が開かれた。

吹田支部発会式

吹田市在住の校友で支部組織化の準備

が進められていたが準備が整い十一月九日関大千里山学舎で発会式を開催した。

会は世話人上野俊彦氏の設立経過報告ののち三島一高校長を議長に議事に入り審議のすえ会則、役員を決定し来賓各氏の祝辞、挨拶を受けたあとホールでレセプションに移りなごやかに立食会を開いた。大学から久井専務理事も出席、かくし芸が会員から披露されなごやかに発会式をおえた。

当日決定役員

支部長 上野俊彦 副支部長 逢阪勝見 植垣幸雄 岸田駒太郎

東京支部総会

東京支部では本年度秋季総会を十一月十一日午後六時から開催。

この日は母校から理事福島四郎教授が出席、総会を祝い、あわせて学内の近況を報告した。このあと議事をおえて夕食を共に歓談し閉会した。

職域・同期会代表者会議

校友会では来春卒業予定者の就職対策を検討しあわせて職域・同期会代表者に就職の斡旋を依頼するため十一月十四日代表者を招き、大学からも白川理事長、久井専務理事、阿部評議員会議長、学長（代行）各学部長、就職部長、就職課長の出席を得て会議を開催した。

大学から種々就職の現状、対策等を説明、就職について代表者に尽力依頼があり、出席者も就職の問題について種々検

討を重ね校友としての組織を駆使して卒業生のために積極的に尽力することを約束した。

昭三会

昭三会では十一月十五日清交社で総会を開催。

この日は日本弁護士会を代表して国際法律家専門家会議に出席した本学顧問武田藏之助氏を招き土産話を聞いた。

一同久しぶりの会合に話題は尽きず盛會を極め、母校卒業生の就職斡旋にも協力することを申し合せ夕食を共にしたあと閉会した。

昭六会

昭六会では十一月十五日午後六時から本年度総会を北京で開催した。

この日は岩崎、矢口教授ら恩師も出席し、学生時代の話に打ち興じた。会員一同なごやかに懇親の盃を交し午後九時散会した。

一高同窓会

一高同窓会では十一月十五日午後四時半から産経パーラーで本年度総会を開催した。当日は産経会館の方で一高・一中文化祭が開催され、その観覧もかねて出席した会員が多く盛況を極めた。

塚田会長、三島名誉会長のあいさつのもと議事に入り会則を改正した。その後懇親会を開き恩師を囲み、和気あいないうちに尽きぬ話を惜しみつつ午後七時散会した。（三頁へ）

昭和34年度 關西大學入学試験概要

学部	(一部)	(二部)	(出願期間及び試験日)
法学部	400名	300名	出願期間 試験日
経済学部	400名	300名	地方試験 (高松, 福岡, 広島, 金沢, 名古屋各地)
文学部	300名	150名	(一部全学部)…昭和34年1月19日～2月18日 2月24日
商学部	400名	150名	経済学部… “ 2月21日 2月24日
工学部	320名		法学部… “ 2月23日 2月25日
			商学部… “ 2月24日 2月26日
			文学部… “ 2月25日 2月27日
			工学部… “ 2月26日 2月28日
			(試験科目)
			法・経・文・商学部…国語、英語、社会、数学(簿記)
			(二科目選択)
			工学部…理科(物理、化学の中一科目)、英語、数学

大学院	(出願期間)
博士課程	昭和34年3月2日～3月23日
修士課程	昭和34年3月26日、27日(2日間)
	(試験科目)
博士課程…主論文、副論文、外国語	
修士課程…論文、外国語	

なお、詳細については「昭和34年度關西大學學生募集要項」を参照され度い。

昭和三十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十三年十二月三十日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第三三三二号 十二月号

編集兼 久井忠雄

発行所

大阪市淀川区長柄中通二丁目
關西大學出版部

印刷所
ナニワ印刷所
電話(35)七二七一

關西大學泊園文庫藏書書目

第二編

A5判 二八〇頁
布クロース上製

大阪の庶民学苑を築いた藤沢東咳、南岳、黄鶴、黄坡先生と三世四代相繼がれた泊園書院の藏書を黄坡元本学名譽教授故藤沢章二郎先生が長年の縁を以て本学に寄贈せられたが、本書はその貴重な藏書書目の第二編である。
なお、第一編は目下印刷過程之中である。

<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一 卷一 經類</p> <p>第二 易類</p> <p>第三 詩類</p> <p>第四 禮類</p> <p>第五 春秋類</p> <p>第六 四書類</p> <p>第七 孝經類</p> <p>第八 諸經總彙類</p> <p>第九 小学類</p> <p>第一〇 史部</p> <p>第一 正史類</p> <p>第二 諸史類</p> <p>第三 載記類</p> <p>第四 詔令奏議類</p> <p>第五 伝記類</p>	<p>第六 地理類</p> <p>第七 職官政書類</p> <p>第八 書目金石類</p> <p>第九 史鈔史評史料類</p> <p>第一〇 圖表地圖類</p> <p>第一 子部</p> <p>第二 諸子音刻</p> <p>第三 諸子類</p> <p>第四 藝術類</p> <p>第五 類書類</p> <p>第六 勸善書類</p> <p>第七 集部</p> <p>第八 楚辭類</p> <p>第九 別集類</p> <p>第十 尺牘類</p> <p>第十一 詩文評詩文話類</p> <p>第十二 詩典小説類</p>
--	--

刊行 關西大學出版部